

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

〔令和 5 年 4 月 28 日〕
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和 2 年 1 月 30 日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。